

子虚言して「いまだ及ばず」といふといひて、湯を乞ひ身を洗ひ、袈裟を易す者、蹠跪きて掌を合せ、香炉を擎持ちて、香を燒き西に向き、すなはち日申時に命終る。既にして仏師多利磨、遺言を受け、彼の十一面觀音の像を造り、因りて開眼供養すること已に詔る。今能応寺の塔の本に居くなり。贊に曰はく「嗟呼、慶しきかな、二間名干伎の氏の大儀、内に聖の心を密し、外に凡の形を現す。俗に著き色に触れたれども戒の珠を染めず。没に臨みて西に向ひ、神を走せて異を示す」といふ。誠に知る、是れ聖にして凡にあらざることを。

### 女人石を産生み之れを以ちて神として齋く縁 第二

十一

美乃国方県郡水野郷楠見村に一の女人有り。姓は県氏なり。年二十有余歳に迄りて、嫁はず通がずして、身懐任む。二年を遅て、山都天皇の世の延暦元年癸亥の春一月の下旬に、一の石を產生む。方丈五寸にして、一は色青じ白じの斑、一は色專青し。年ごとに增長す。比べる郡有り。名けて淳見と曰ふ。是の郡の部内に、大神有り。名けて伊奈婆と曰ふ。ト者に託きて言

はく「其の産める一の石は、是れ我が子なり」といふ。因りて其の女の家の内に、忌籬を立てて齋く。往古より今來、いまだかつて見聞かず。是れまた我が聖朝の奇異しき事なり。

### 網を用て漁る夫海の中の難に值ひて妙見菩薩を懸願ひ て命を全くすること得る縁 第二十一

吳原忌寸名妹丸は、太和国高市郡波多里の人なり。幼きときより網を作り、魚を捕ることを業とす。延暦一年甲子の秋八月の十九日の夜に、紀伊国海部郡の内に到り、伊波多岐島と淡路國との間の海に、網を下して魚を捕る。魚を捕る人三の舟に乗りて九人有り。忽に大風吹きて彼の三の舟を破り、八人溺死ぬ。時に名妹丸、海に漂ひて心を至して妙見菩薩に帰り、願を發して言さく「我が命を賄ひけたまはば、我が身を量りて妙見の像を作りたてまつらむ」とまうす。海に漂ひて波を拒き、身疲れ心惑ふ。寐たる如くして覚むること無し。皎なる天に覚めて瞪れば、身は彼の部内の蚊田浦の浜の草の上に在り。ただし一のみ済はる。己が身を量りて像を作りて敬ふ。嗚呼、異しきかな、

我阿羅斯等説話に登場する白石は、難波の比売語會社と豊國の比賣語會社との一處に祭られた、とされるので二個であろう。櫻姫にかかわる石の例には、鎮櫻石伝承の他に書紀・雄略天皇三年四月の桟檻屋女説話がある。三一辺が五十寸の立方体くらいの体積。「文」は、おおきさの意。三三原撰本の成立した延暦六年は、まだこの石に、美濃國草見郡の無位の伊奈波神に從五位下が授けられているのがみえる。岐阜市に伊奈波神社が所在。一へ→中巻序。モ神の世界を人の世界から区別するための垣。

第三十二縁 造像の縁起説話。すでに文書化されていたが、上巻十一縁、下巻二十五縁では、網を用いて漁すること自体が要らされているが、本説話にはそのような考え方とは見えない。「我北辰菩薩、名曰妙見」と「衆星中最勝」(七八)弘八菩薩所說大陀羅尼神咒經(二)とあるように、北辰を本体とする菩薩であるので、瓶海を導き、記記に、漂流の間に口に齋願する。円仁の入唐求法巡行記をみると、二奈良県高市郡高取町あたりか。所伝をみない。三奈良県高市郡高取町あたりか。甲子は延暦三年。一へ下巻三十縁、延暦二年の改分は八月十八日(『日本暦日原典』)。太説話の時は、海難が描かれた説話で日時が明記された下巻一十五縁、三十二縁、がいずれも彼岸の期間にかかるのは偶然ではないであろう。本書で三紀淡海峽。「伊波多岐島」は未詳。和歌山市

加太の友ヶ島か。云日時、舟の数、人數などが詳細に記述されている。すでに文書となつてゐたものに拠つたのであろう。云自分の身長の駒があり、ここから淡路國由良郷へは海路。

第三十三縁 悪業についての現報説話。延暦六年原撰本では、本説話が末尾に位置していると推定される。木尾に付された經典の引用一文の長さは、本説話の位置に関係するか。引用未詳。本説話以外に所伝をみない。

五戸令に「凡國守、毎一年一巡行属郡」とみえる職務。「國司巡行部内」(弘)に「主税」。正税として納められた糧が貯出し(出奉)、秋の収穫を待つて利税を加えて返済された。国司が部内を巡回する時戸令に「勧務農工」といふが、本説話では記されているのであろう。本説話では記されていないのであろう。本説話以外に所伝をみない。へ蓬萊師流燭光如來本願功德經(一卷)、玄奘の訳の蓬萊師流燭光如來本願功德經(二卷)などがある。蓬萊師流燭光七仏本願功德經(三卷)などがある。大將、伐折羅(二)大將、迷企羅(二)大將、安底羅(二)大將、領彌羅(二)大將、耶底羅(二)大將、因達羅(二)大將、波夷羅(二)大將、摩虎羅(二)大將、真達羅(二)大將、招杜羅(二)大將、鬼羅(二)大將、霞羅(二)大將。二正税の貯の貸し出し係の人の人に稲をどう。二紀直吉足をさす。三三葉薬師流燭光如來本願功德經に、善惡を體らす愚癡無智なる者は「見乞者來、其心不口言」とされる。「菩薩見乞者來時」(大丈夫論)財物

風に遇ひて舟<sup>ふね</sup>が破れ、波<sup>なみ</sup>に擊<sup>うた</sup>たれて亡<sup>死</sup>ぬ。ただし一のみ存<sup>の</sup>り、身を忿<sup>おこ</sup>りて像<sup>かたち</sup>を作<sup>つ</sup>る。定めて知<sup>し</sup>る、妙見<sup>おほみ</sup>の大なる助<sup>すけ</sup>と漂ふ者<sup>たなぶ</sup>の信<sup>ゆき</sup>ふ力<sup>ぢから</sup>とを。

賤しき沙弥の乞食を刑罰ちて現に頓に悪しき死の報を得る縁 第三十二

一  
紀直吉足は、紀伊国高郡別里の橋家長公なり。天骨悪しき性にして因  
果を信はず。延暦四年乙丑の夏五月に、国司部内を巡行して正税を給ふ。  
其の郡に至り、正税を下ひて百姓に班す。一の自度有り。字を伊勢沙弥と曰  
ふ。薬師経の十二葉叉神の名を誦持ちて、里を歴て食を乞ふ。正税を給ふ人に  
就きて稻を乞ひ、駄の凶しき人の門に棄てて乞ふ。彼の乞ふ者を見れども乞  
物を施さず、其の荷へる稻を散し、また袈裟を剝ぎて拍ち廻す。沙弥逃げて其  
の別寺の僧坊に隠る。凶しき人逐ひて捕へ、また己が門に將て大石を挙持ちて  
沙弥の頭に當て、迫りて曰はく「其の十二葉叉神の名を読みて我れを呪縛せ  
よ」といふ。沙弥なほ辭び、凶しき人なほ強ふ。強ひて逼るに勝べず、一遍詠  
みて逃ぐ。然うして後久しからずして地に墜れて死ぬ。更に疑ふべからず、護

法の罰を加ふることを。自度の師たりといへども、なほし忍の心をもちて闇よ。  
身を隠せる聖人、凡の中に交るが故に。いわしるところは、ねじろきぐらむじゆく。懸に探りて毛を吹  
きて疵を求むべからず。失を求むれば、三賢十聖すら、失有りて説るべし。ゆゑに徳ふ  
を求むれば、法を説るひと善を断つひとすら徳有りて美むべし。所以に十輪  
經に云はく「蒼眉の花は萎むといへども、なほ諸の余の花に勝る。戒を破れる  
諸の比丘も、なほ諸の外道に勝る。出家の人の過を説くは、もし戒を破るひと  
ももし戒を持つひとも、もし戒有るひともし戒無きひとも、もし過有るひ  
とももし過無きひとも、説く者は万億の仏の身より血を出すに過ぎたり」と  
たまふ今此の義解に云はく「血を出すとも仏の道を障ること能はず。僧の過を説く時には、多  
人の信を壞り、彼の煩惱を生し、聖の道を障るが故なり。是の故に菩薩は彼の徳を樂求めて、失  
を樂求めず」と。像法決疑經に云はく「未來の世の中に、俗官比丘をして税  
を轉さしむことなかれ。もし税を奪はば、罪を得ること量無し。一切の俗人  
は、二宝の牛馬に乗騎すること得ず。二宝の奴婢と六畜とを撻打つこと得ず。  
其の二宝の奴婢の拌むを受くること得ず。もし犯すひと有らば、みな殃咎を  
得む」とたまふ。また經論に説きたまふが如し「堅る心多き者は、是れ泥土  
なりといへども金玉より重す。堅貪る人は、糞土を乞ふと聞きてなほし慄懾し

施品)など、「見」と表現されるのはあいが少なくない。二三 極のかたちでなく額縁で出掌されたものであろう。二四 古譜出丘・仏法出家・剃除鬚髮・被著袈裟姿、一切天人阿修羅、皆心供養。二大方広十輪經・詔相品。袈裟姿は特別に尊崇された。二五 未詳。天子どうせできるはずがないだろう、といふ氣持で言つていい。

二六 中巻三十五縁。護法が沙弥を守護する例として、中巻一縁、下巻十縁がある。

二七 中巻一縁に類似表現がみえる。

二八 菩薩。「我失之者、譬喻聖賢上、有失可取」(校經綱古述記・下本・原口裕)。二九「闇提」へ中巻二十二縁。「求德之者、斷善者身、有德可釈」(梵經綱古述記・下本・原口裕)。

三〇 以下に經典から長い長文の引用がつらねられる。「瞻菩薩睡」を勝る諸余華へ破被諸比丘、猶勝諸外道」(大方広十輪經・詔相品)。瞻菩薩はキンコウガボク。「説出家人遇」以下は大方広十輪經にみえない。校經綱古述記・下本に、「又十輪經云」として「白扇花睡」以下の全文がみえる(玄証)。三三 玄奘綱經古述記・下本に、上文につづけて、「解云」として全文がみえる(玄証)。

三四 迎院本の体験したがって、「今此義解云」以下を補注とした。

三四 取意の文。三四 大丈夫論・施憲品の取意。

一出典未詳。二難雜喩論經に「財不<sub>レ</sub>足<sub>レ</sub>惜者、以財是五家之分、盜賊水火其官無<sub>レ</sub>予、五家忽至、一日便<sub>レ</sub>亡<sub>レ</sub>故曰「不<sub>レ</sub>足<sub>レ</sub>惜也」とみえる。東宝の大日經演奥鉢・二十八に「五家所共者、皆譬<sub>レ</sub>論經云、夫財者五家共有、不能<sub>レ</sub>独用<sub>レ</sub>ことあり、所謂五家者、一懸官非理來<sub>レ</sub>張<sub>レ</sub>頭、二盜賊横來劫奪、三忽然為<sub>レ</sub>木漂流、四火起不<sub>レ</sub>賞<sub>レ</sub>寛燃燒、五<sub>レ</sub>零<sub>レ</sub>子無<sub>レ</sub>理費用」とみえるが、本説話から

の引用である可能性もある。

第三十四様 優婆塞による治病を説く。  
未詳。本説話以外に所伝をみない。「あざめ」という訓みは春日政治の説。<sup>四</sup> 和歌山市。  
七六年。大「慶」は額部の腫瘍。<sup>七</sup> 「疽」はべられない。煩へいかなる宿業か、という具体は述べ難い。  
罪業を消滅させて病氣を治す方法の中では善行をおこなうことが最高である。  
「滅罪差禱」と「行善」とを比較した表現ではない。<sup>二</sup> 未詳。<sup>二</sup> 一般若心経。「能除是一切苦」<sup>三</sup> 「般若波羅蜜多心經」。<sup>三</sup> 未詳。本説話以外に所伝をみない。「己行者」とあるはあい、本書では優婆塞をさすことが多い。  
卷三下巻三十三縁。「第六大願、願我来世得菩薩時、若諸有情、其下身下劣諸根不具、體體頑愚、空體暗強、聾瞽背懷、白癡癩狂、種種病苦、聞我名已、一切皆得端正智慧、諸根完具、無諸疾苦」<sup>一</sup> (薬師琉璃光如來本願功德經)。以下に巻数がつらわれるが、たとえば三千巻は一巻の経を三千度読む意。  
卷三中巻二十四縁。金剛般若經を説誦して般若が治つた例に、金剛般若經真義記、救護篇・王昌言がある。<sup>二</sup> 五上巻三十縁。  
卷三天觀世音三昧經。天平四年(三三八月の皇后宮瞻解に書名が見えるのが日本での初出。「受持斯經」<sup>一</sup> 七日七夜、誦讀通利、衆罪消滅、如向果報<sup>二</sup> (觀世音三昧經)。  
卷三伽梵達摩証の千手千眼觀世音菩薩弘大円満悲心大悲法華經にみえる陀羅尼。上文に存した觀音三昧經に関する記述がここでは消え、何かわりに千手陀羅尼に関する記述があらわれている。これがいつたい何を意味しているのか、あきらかではない。智者の觀無量寿經妙宗